

順位番号の付け方

1 から順次製作順に付けて 3 けたの数字で終るから、同一形式のものは 999 両まで使用できる。なお同じ形式でも改造車・再生車・新車の区別または機能構造的に多少違っているものの区別の必要のあるときは、100 台は何、200 台は何、というように使い分けをする。(荻野義夫)

じどうしゃのじょうしゃていいん 自動車の乗車定員 法律で定められた、旅客自動車に乗せ得る最高の人員。保安上の理由から過度の乗車を防止するため、個々の旅客自動車について定められた乗車の許容限度である(ただし 12 才未満の小児については、乗車定員 1 人に対し 1.5 人に換算してもさしつかえないことになっている)。

自動車は乗車定員その他について、運輸省令で定める旅客の安全を確保するための自動車検査証の交付を受けたものでなければ、運行の用に供してはならないことになっている。乗車定員に関する保安上の技術基準は、旅客自動車の総重量、操縦性、制動距離、乗車設備その他を考慮して定められているので、車の種類・大小等によってそれぞれ乗車定員が異なり、通常座席定員と立席定員に分けて表わされている。

現在国鉄で使用しているおもな旅客自動車の乗車定員は、おもむね次表のとおりである。

旅客自動車乗車定員

車 種 (メーカー別)	様 式		乗 車 定 員				
	エ ン ジ ン	座 席	座席	補助席	立席	乗務員	計
いすゞ BX 91	前	ロマンス	28		21	2	51
" BX 95	"	"	32		23	2	57
" "	"	ロ ン グ	28		35	2	65
" BC 10	後	ロマンス	37		32	2	71
ふそう B 25	前	"	36		26	2	64
" R 21	後	"	43		29	2	74
日 野 BH 11	前	"	32		24	2	58
" BD 30	床下	"	44		20	2	66

注 ほかに小型があるが比較的数字が少ないので省略した。なお同じ型でも製作年度によって乗車定員に多少の差がある。

→道路運送車両の保安基準。(松本敬司)

じどうしゃのとうろうく 自動車の登録 自動車(軽自動車および 2 輪の小型自動車を除く)の登録制度は、自動車の保安確保、実態は握および盗難予防の行政目的の達成と相まって、自動車を目的とする私法関係の安全を確保するとともに、登録制度を利用して、自動車の抵当制度を実施するため各種の規律を定めたものである。自動車の登録および自動車の抵当権の登録に関する法規としては、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、自動車抵当法、自動車登録令および自動車登録規則の 5 つをもって構成している。道路運送車両法は自動車の登録に関する規律のうち、国民の権利義務に重大な影響をおよぼすものについて定めたもので、(1) 自動車の所有権の公証 (2) 登録自動車およびその所有者の表示の変更 (3) 登録自動車の所有権の移転 (4) 登録自動車が自動車でなくなり、または同一性を喪失したとき (5) 運行の用に供することを廃止したときは、それぞれ新規登録・変更登録・移転登録およびまっ消登録の申請をしなければならないことを規定している。その他自動車登録番号標の表示制度・交付制度・車台番号および原動機番号の打刻制度、ならびに臨時運行の許可について規定している。自動車抵当法は、自動車の抵当権の登録について規定している。すなわち (1) 抵当権の設定があったときは、抵当権の設定登録の申請 (2) 抵当権の表示事項中に変更があったときは、抵

当権の変更の登録 (3) 抵当権の移転があったときは抵当権の移転の登録 (4) 抵当権が被担保債権の弁済、抵当権の実行、時効などにより消滅したときは、抵当権のまっ消の登録申請をしなければならないことを規定している。自動車登録令は、主として道路運送車両法と自動車抵当法の委任にもとづいて、自動車の登録と自動車の抵当権の登録の手続のうち、前述の 3 法令に規定していない事項について補足的に定めたもので、自動車登録原簿の様式・記載方法などがおもな内容である。その他関係法令としては道路運送車両法施行規則、自動車登録番号標交付代行者規則、道路運送車両法関係手数料令および登録税法等がある。自動車の売買、相続、原動機番号の打刻替、抵当権の設定登録等登録すべき変動の原因となる法律行為が生じたときは、おのおの種類の登録を申請しなければならない。登録を受けていない自動車の所有権を有する者は、新規登録の申請をすることができる。すなわち未登録自動車の所有権の保有という登録原因が発生したときは、新規登録を申請することができる。新規登録の原因が生じて、その申請をしないか否かは当事者の任意である。しかし新規登録を受けない自動車を運行の用に供すると、道路運送車両法第 4 条の違反となり、6 箇月以下の懲役または 1 万円以下の罰金に処せられる。登録を受けている自動車について、自動車の表示事項中に変更が生じたときは、その日から 15 日以内に、変更登録の申請をしなければならない。自動車の表示の変更のうち、使用の本拠の位置が現に登録を受けている都道府県の区域外に変更されたときは、その日から 15 日以内に、登録換の申請をしなければならない。変更登録または登録換を申請せず、または虚偽の申請をすると、3 万円以下の罰金に処せられる。登録を受けている自動車の所有権の移転(売買・贈与・相続など)があったときは、その日から 15 日以内に移転登録の申請をしなければならない。移転登録を申請せず、または虚偽の申請をすると 3 万円以下の罰金に処せられる。登録を受けている自動車が滅失(衝突等によりスクラップ化した場合など)、解体し(構成部分を他に転用し、再び現状を回復することが不可能な場合など)、または自動車の用途を廃止したとき(走行装置、操縦装置、原動機を取りはずし、自動車を住居として使用する場合など、自動車の旧態は若干残存するも、自動車の経済的効用を全く喪失した場合)、すなわち自動車が自動車でなくなったときは、その日から 15 日以内に、所有者はまっ消登録の申請をしなければならない。車台が新規登録を受けた際、現に存したものでなくなった場合、すなわち自動車の同一性が喪失され、他の別個の自動車となったときも同様である。所有者がまっ消登録の申請をせず、または虚偽の申請をすると、3 万円以下の罰金に処せられる。登録自動車を運行の用に供することをやめた場合(工場敷地内のみ使用に転換したときなど)には、いつでも任意のまっ消登録の申請をすることができる。抵当権の設定があったときは、抵当権の設定登録の申請をしなければならない。抵当権の目的たる自動車を追加する場合、および抵当権により担保する債権金額を増加する場合も同様である。抵当権の登録については、自動車の登録におけるように罰則の強制はない。抵当権の表示すなわち、抵当権により担保される債権金額・弁済期・利息の率・発生期および弁済期・債権に付した条件、ならびに抵当権の効力のおよぶ範囲についての設定行為の定め等、または抵当権の登録名義人(抵当権者、物上保証人を立てた場合の債務者)の